苅田町移住検討下見補助金交付要綱

（目的）

第1条　この訓令は，東京圏，名古屋圏又は大阪圏から苅田町（以下「町」という。）への移住を検討している者に対し，現地の生活環境等の下見（以下「現地下見」という。）に要する経費を補助することにより，移住に向けた現地下見に伴う経済的負担の軽減を図り，もって町内への移住及び定着を促進することを目的とする。

（定義）

第2条　この訓令において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1)　東京圏　埼玉県，千葉県，東京都及び神奈川県をいう。

(2)　名古屋圏　岐阜県，愛知県及び三重県をいう。

(3)　大阪圏　京都府，大阪府，兵庫県及び奈良県をいう。

(4)　日帰りコース　出張等に伴う平日の一時的な時間等を利用して日帰りで町内の現地下見を行う取組をいう。

(5)　宿泊コース　夜間及び早朝の町内の生活環境を体感するため，町内に宿泊して現地下見を行う取組をいう。

(6)　指定レンタカー事業所　町が別に指定する町内又は北九州市小倉南区空港北町にあるレンタカー事業所をいう。

(7)　指定宿泊施設　町が別に指定する町内の宿泊施設をいう。

（補助対象者）

第3条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は，現地下見の開始日において，東京圏，名古屋圏又は大阪圏に在住し，かつ，町への移住を検討している世帯の代表者であって，次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　補助対象者及び次項に規定する同一の世帯に属する者が，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(2)　補助対象者及び次項に規定する同一の世帯に属する者が，本補

助金の交付対象となる同一の経費について，国，他の地方公共団体又はその他の団体等から同種の補助金，助成金等の交付を受けておらず，かつ，受ける予定がないこと。

(3)　その他町長が補助対象者として不適当と認める者でないこと。

2　前項の規定にかかわらず，補助金の交付は，補助対象者及び当該補助対象者と同一の世帯に属する者(住民票を共にする者のほか，勤務，修学等のやむを得ない事情により住民票を異にしているものの，実質的に生計を一にしている者を含む。以下同じ。)につき，日帰りコース及び宿泊コースを通じて，1回限りとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条　補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は，現地下見に要する経費のうち，別表に定めるものとする。

2　補助金の額は，補助対象経費の支払実費額とし，別表に定める限度額の範囲内において予算の範囲内で交付する。

(レンタカーの利用日数の算定)

第5条　別表に規定するレンタカーの利用日数の算定は，指定レンタカー事業所が発行する領収書，貸渡契約書その他これらに類する書類に記載された貸渡日(以下この条において「貸渡日」という。)及び返却日(以下この条において「返却日」という。)を基準とする。

2　前項の規定により算定する利用日数は，貸渡日から返却日までの期間の暦日数(貸渡日及び返却日を含む。)とする。

3　前2項の規定にかかわらず，補助金の算定対象となるレンタカーの利用日数は，3日を限度とする。

(交付の要件)

第6条　補助金の交付を受けるためには，次の各号に定める全ての要件を満たさなければならない。

(1)　指定レンタカー事業所においてレンタカーを借り受けること。

(2)　宿泊コースを利用する場合にあっては，指定宿泊施設に宿泊すること。

(3)　現地下見の期間中であって，かつ，現地下見を行う前に，町役場を訪問し，職員による面談(以下「事前面談」という。)を受ける

こと。

(4)　町が別に指定する複数の箇所(以下「指定箇所」という。)において，補助対象者本人の容貌及び指定箇所の背景が同時に確認できる写真(以下「現地下見確認写真」という。)を撮影し，次条に定める方法により町に提出すること。

(5)　当該現地下見の終了後，同日に町役場に再度来庁する方法又は当該現地下見が終了した日から30日を経過した日若しくは当該現地下見が終了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに，オンラインによる方法のいずれかにより事後面談を受け，町が実施する利用者アンケートに回答すること。

(交付の申請等)

第7条　補助金の交付を受けようとする者は，次の各号に掲げるコースの区分に応じ，それぞれ当該各号に定める期限までに，町が指定する電子申請システム(以下「オンライン申請」という。)により，苅田町移住検討下見補助金交付申請書（様式第1号）に現住所の記載がある身分証明書データを添えて，町長に提出しなければならない。

(1)　日帰りコース　現地下見を行う当日の事前面談の前まで

(2)　宿泊コース　現地下見を開始する日の3日前(苅田町の休日を定める条例(平成元年苅田町条例第26号)で定める苅田町の休日の数は，算入しない。)。ただし，移住相談を町役場の開庁日に行う場合にあっては，移住相談を行う当日(移住相談の前まで)とすることができる。

2　町長は，前項の規定による申請があったときは，その内容を審査し，適当と認めたときは，速やかに交付決定を行い，申請者に対しメール等により通知するものとする。

3　補助対象者は，現地下見が終了した日から30日を経過した日又は現地下見が終了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに，オンライン申請により，苅田町移住検討下見補助金実績報告書（様式第2号)に次の書類を添えて，町長に提出しなければならない。

(1)　現地下見確認写真データ

(2)　レンタカーの利用に係る領収書データ(利用内訳が判明するも

の）

(3)　宿泊コースを利用した場合にあっては，指定宿泊施設への宿泊に係る領収書データ（利用内訳，宿泊者名及び宿泊日数が判明するもの）

(4)　利用者アンケート回答データ

（補助金の額の確定）

第8条　町長は，前条第3項の規定による実績報告書及び添付書類の提出があったときは，その内容の審査及び検査を行い，適当と認めたときは，交付すべき補助金の額を確定し，補助対象者に対し通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第9条　前条の規定により補助金の額の確定を受けた者は，速やかに苅田町移住検討下見補助金交付請求書（様式第3号。以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

2　町長は，前項の規定による請求書を受理したときは，速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し及び返還）

第10条　町長は，補助対象者が次の各号の一に該当すると認めたときは，補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　虚偽の申請その他の不正な手段（現地下見確認写真の合成，偽装，位置情報の改ざん等を含む。）により補助金の交付を受けたとき。

(2)　この訓令の規定に違反したとき。

(3)　その他補助金の交付が不適当であると町長が認めたとき。

2　町長は，前項の規定により交付決定を取り消した場合において，既に補助金が交付されているときは，期限を定めて，その全部又は一部の返還を求めるものとする。

（委任）

第11条　この訓令に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は，町長が別に定める。

附　則

この訓令は，決裁の日から施行する。

別表(第4条関係)

コース名	補助対象経費	補助金の算定基準及び限度額	要件・注意事項
日帰りコース	レンタカー代	レンタカー利用に要した実費額とし，1日あたり10,000円を上限とする。	・レンタカーの基本料金及びこれに付随して借り受けるオプション品(チャイルドシート，ジュニアシート，カーナビゲーション及びＥＴＣ車載器に限る。)のレンタル料を対象とする。 ・指定レンタカー事業所で借り受けること。
宿泊コース	レンタカー代	レンタカー利用に要した実費額とし，1日あたり5,000円を上限とする(最大3日間，15,000円まで)。	・レンタカーの基本料金及びこれに付随して借り受けるオプション品(チャイルドシート，ジュニアシート，カーナビゲーション及びＥＴＣ車載器に限る。)のレンタル料を対象とする。 ・指定レンタカー事業所で借り受けること。
	宿泊費	宿泊に要した実費額とし，1人1泊あたり3,000円を上限とする(同一世帯あたり最大2名かつ2泊まで。世帯上限12,000円)。	・宿泊料金のみを対象とし，食事代及び宿泊税は除外する。 ・指定宿泊施設に宿泊すること。

様式第 1 号(第 7 条関係)

苅田町移住検討下見補助金交付申請書

年　　月　　日

苅田町長 様

（申請者）
氏　名：
現住所：〒　　－

電話番号：　　－　　－
メール：

苅田町移住検討下見補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 申請コース(該当する方にチェックを入れてください)
［　］日帰りコース　　［　］宿泊コース

2. 下見計画概要

項　目	内　容
現地下見予定期間	年　月　日～　　年　月　日（　　泊　　日） ※日帰りの場合は同じ日付を記入
事前面談予定日	年　　月　　日（　　）　　時頃
同行世帯人数	申請者本人を含めて　　名(※宿泊費補助対象は最大 2 名)
利用予定レンタカー	事業所名：　　利用日数：　　日
宿泊予定施設名	(※宿泊コースの方のみ記入)

3. 交付申請見込額
- レンタカー代補助見込額：＿＿＿＿＿円（日帰りコース：上限 10,000 円、宿泊コース：1 日上限 5,000 円×日数（最大 15,000 円））
- 宿泊費補助見込額：＿＿＿＿＿円（1 人 1 泊上限 3,000 円×人数×泊数：世帯上限 12,000 円）
- 交付申請見込額合計：＿＿＿＿＿円

4. 誓約・同意事項（該当する項目にチェックを入れてください）
［　］現地下見の開始日において、東京圏、名古屋圏又は大阪圏に在住しています。
［　］申請者及び同一世帯員は、暴力団員等ではありません。
［　］本補助金の対象経費について、国、他の地方公共団体等から同種の補助金等を受けておらず、受ける予定もありません。
［　］過去に本補助金（日帰り・宿泊コース含む）を申請者及び同一世帯員が受給したことはありません。

5. 添付書類(オンライン申請システム上へのデータ添付)
・ 現住所の記載がある身分証明書データ(個人番号カード、運転免許証など)

様式第２号(第７条関係)

苅田町移住検討下見補助金実績報告書

年　　月　　日

苅田町長 様

（申請者）
氏　名：
現住所：〒

交付決定通知（　　付苅企第　　号）に基づき実施した現地下見について、苅田町移住検討下見補助金交付要綱第７条第３項の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1. 利用コース(該当する方にチェックを入れてください)
［　］日帰りコース　　［　］宿泊コース

2. 実施実績

項　目	実績内容
現地下見実施期間	（　　）
事前面談実施日	（　　）
事後面談実施日	（　　）
宿泊者・泊数 ※宿泊コースのみ記入	宿泊者：　　（計　名） 宿泊数：　　泊

3. 補助金請求確定額
【レンタカー代】補助対象経費実費合計：＿＿＿＿円、補助金確定請求額：＿＿＿＿円
【宿泊費】　　補助対象経費実費合計：＿＿＿＿円、補助金確定請求額：＿＿＿＿円
補助金確定請求額合計：＿＿＿＿＿円

4. 添付書類(オンライン申請システム上へのデータ添付)
1. レンタカー利用に係る領収書データ（利用内訳が確認できるもの）
2. 【宿泊コースのみ】指定宿泊施設への宿泊に係る領収書データ(内訳・宿泊者名・泊数が確認できるもの)
3. 現地下見確認写真データ（指定箇所にて撮影）
4. 利用者アンケート回答データ

様式第３号(第９条関係)

苅田町移住検討下見補助金交付請求書

年　　月　　日

苅田町長 様

（申請者）
氏　名：

現住所：〒　－

苅田町移住検討下見補助金交付要綱第９条第１項の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

- 請求金額：　金＿＿＿＿＿＿＿円

- 振込先金融機関口座

金融機関名		
本店・支店名		
口座種別	普通　・　当座	
口座番号 ※右詰め		
口座名義 ※申請者本人の口座に限ります。	フリガナ	
	氏名	